

○四国地方整備局告示第七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和元年5月28日

四国地方整備局長 平井 秀輝

第1 起業者の名称 徳島県

第2 事業の種類 県道阿南勝浦線改築工事（渡り上り工区・徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から阿南市下大野町五反畑地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 徳島県阿南市下大野町渡り上り及び五反畑地内
- 2 使用の部分 徳島県阿南市下大野町渡り上り及び五反畑地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「県道阿南勝浦線改築工事(渡り上り工区)」(以下「本件事業」という。)は、徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から同市下大野町五反畑地内までの延長612mの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする県道改築工事である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道阿南勝浦線(以下「本路線」という。)は、道路法第7条の規定により徳島県知事が県道に認定した路線であり、起業者である徳島県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により徳島県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、徳島県阿南市宝田町平岡地内の県道大林津乃峰線との接続点を起点とし、同県勝浦郡勝浦町沼江地内の県道徳島上那賀線との接続点へと至る延長約 9.6km の幹線道路である。

本路線は、沿線地域住民の通勤、通学及び買い物等の日常の暮らしを支える生活道路であるとともに、物流等の経済活動においても重要な役割を果たしている。

また、現在、阿南市内において建設が進められている四国横断自動車道阿南四万十線（以下「横断道」という。）と阿南 I C（仮称）で連結することとなっており、再編後の交通ネットワークにおいても重要な役割を担う路線である。

しかしながら、本路線のうち、阿南 I C（仮称）との交差点予定地付近（阿南市下大野町渡り上り地内）から県道大井南島線との接続点（同市中大野町北傍示地内）までの区間（以下「現道」という。）においては、通過交通と地域内交通、そして本路線沿線に立地する大規模工場に係る交通がふくそうすることで、慢性的な渋滞が発生し、さらに、交通混雑に起因すると考えられる交通事故も発生しており、車両の安全かつ円滑な交通が阻害されている状況にある。

起業者が実施した交通状況調査によれば、阿南市道渡り上り 2 号線との交差点を起点に、西側で最大 1,840m、東側で最大 190m の渋滞長が確認されている。また、同調査によれば、現道の自動車交通量は、阿南市下大野町渡り上り地内で 10,039 台/日であり、混雑度は 1.34 となっている。

本件事業が完成することにより、現道に流入する交通の分散が見込まれることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業の近傍地において国土交通省が実施した四国横断自動車道阿南四万十線環境影響評価の結果を用いて、起業者が環境影響評価に準じて任意で評価を行ったところ、大気質、騒音等については、いずれの項目も環境基準等を満足するとされている。

また、上記の評価結果によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧 I B 類として掲載されているニホンウナギ、シロヒレタビラ及び

Gyrinus 属の一種、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ヤリタナゴ、ドジョウ、オオタニシ、クロダカワニナ、モノアライガイ、ナガオカモノアライガイ、キイロサナエ及びコオイムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバが確認されている。

本件事業がこれらに及ぼす影響の程度については、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、影響は小さいと予測されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（3）事業計画の合理性

本件事業は、市道を介して横断道のランプと現道とを連結する道路を建設するものであり、本件事業の事業計画は、構造の技術的基準について道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の規定の例によらずとしている徳島県の道路法施行条例（平成 12 年条例第 51 号）に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、連結道路案（申請案）、現道拡幅案及びバイパス案の 3 案について社会的、技術的及び経済的な観点から検討が行われている。

申請案は他の 2 案と比較すると、取得必要面積が最も小さく、支障物件の数が最も少ないことから、地域住民に与える影響が小さいこと、橋梁工事の施工期間中に現道の交通規制が行われるものの短期間であること、事業費が最も廉価であることなどから、総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

（1）事業を早期に施行する必要性

3（1）で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外は使用の範囲としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 徳島県阿南市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 徳島県阿南市下大野町渡り上り及び五反畑地内